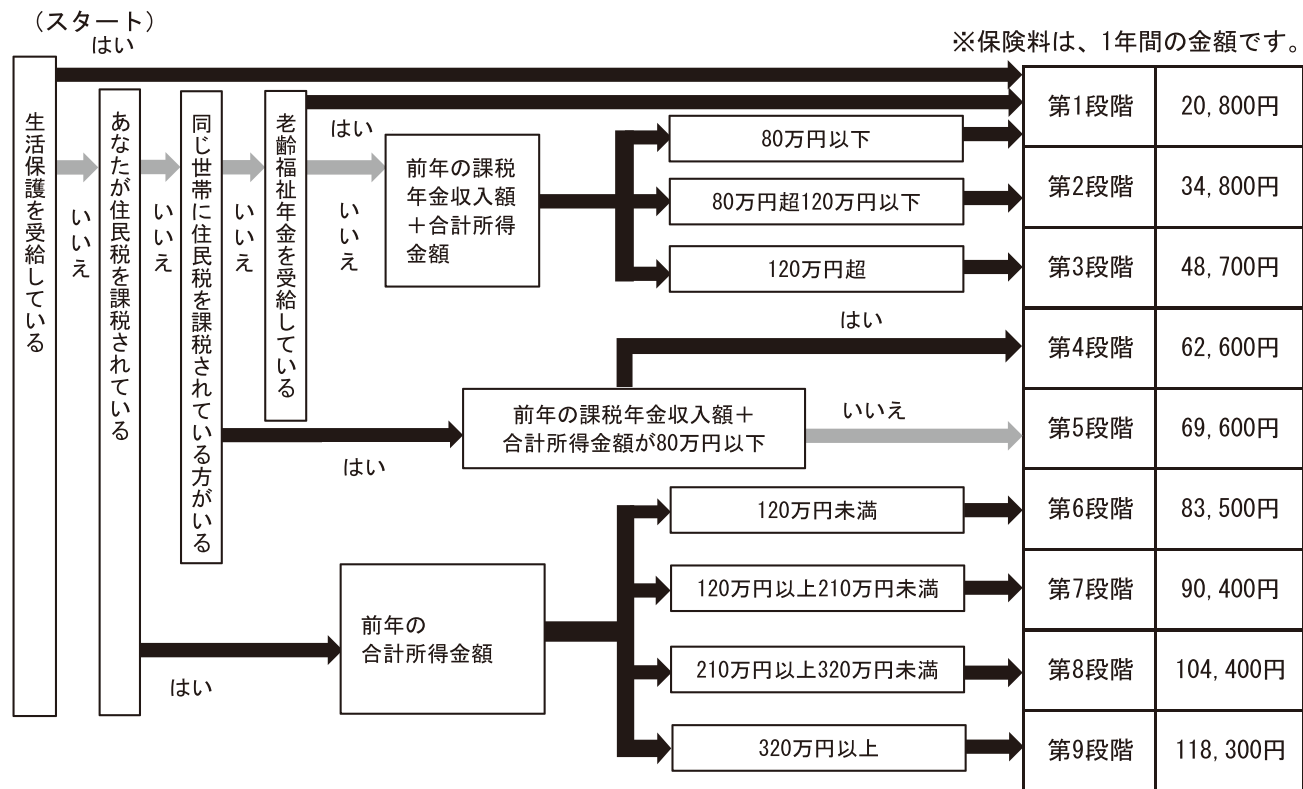




令和 5 年度 介護保険料の納入通知書を 7 月中旬にお送りします

あなたの介護保険料は？（令和 3 年度～ 5 年度）



●介護保険料の納め方

満 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料は、原則年金から天引き（特別徴収）ですが、満 65 歳になられたばかりの方や年金の収入額が少ない方などは、年金からの天引きができないため、納付書による納付（普通徴収）となります。

○年金から天引き（特別徴収）

老齢・退職・遺族・障害年金のいずれかの年金（年額 18 万円以上）を受給されている方は、年金の定期払いの際に保険料が天引きされます（老齢福祉年金は対象外です）。なお、納期ごとの天引き額は必ずしも同じ金額とはなりません。

○納付書による納付（普通徴収）

満 65 歳になられたばかりの方や佐川町へ転入されたばかりの方、年金の年額が 18 万円未満の方などは年金から天引きができませんので、納付書による納付、または口座振替による納付により保険料を納めていただくことになります。（納期：原則、毎年 7 月～翌年 2 月までの 8 期）

●保険料の納め忘れに注意！

将来、要介護認定をうけて介護サービスを利用する際、保険料に滞納があると、保険給付の制限を受けることがありますので、ご注意ください。

問 健康福祉課 介護保険係 電話 0889-22-7709

高北病院から各種健診についてのご案内

特定健診等について

特定健診は生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症など）の予防・早期発見を目的とした健診です。

対象の方には、加入している保険者から受診券が送られますので、健診を受ける際は必ず「受診券」と「問診票」を持参してください。

また、当院内科受診中の方は主治医にご相談ください。

特定健診・・・40 歳から 74 歳の方 後期高齢者健診・・・75 歳以上の方

若者健診・・・30 歳から 39 歳の佐川町国保に加入されている方

健診日：毎週 火曜日（午前）、木曜日（午前・午後）

人間ドックについて

人間ドックは誰でも受けることができる健診です。

当院の人間ドックは、基本検査に追加できるオプション検査が 14 種類あり、必要な検査を追加していただくことで、より満足いただける内容になります。

また、特定健診、後期高齢者健診、若者健診の対象の方は、人間ドックと一緒に受けていただくと、医療保険（国保や社保など）から、補助を受けることができますので、自己負担額が少なくなります。

健診日：毎週 木曜日（午前）

1 年に 1 度、特定健診や人間ドック等を受診し、生活習慣病の予防・早期発見に努めましょう。
電話受付は平日の 14 時から 17 時まで受付けております。お気軽にお問い合わせください。
（お問い合わせ先：0889-22-1166）

マイナンバーカード保険証利用についてのご案内

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。

受付の機械にカードをかざすことで保険証確認をすることができます。

なお、利用するにはマイナポータルで事前に手続きが必要となります。

ご不明な点は、お気軽に総合窓口へお声がけください。



（マイナンバーカード受付機）

町内の救急告示病院の休日・夜間の当直（宿直・日直）診療科のお知らせ

高北国保病院 ☎ 22-1166

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
						1 日 宿 内 科
2 日 宿 内 科	3 外 科	4 内 科	5 外 科	6 内 科	7 外 科	8 日 宿 内 科
9 日 宿 内 科	10 外 科	11 内 科	12 外 科	13 整形外科	14 内 科	15 日 宿 内 科
16 日 宿 内 科	17 日 宿 内 科	18 整形外科	19 外 科	20 外 科	21 内 科	22 日 宿 内 科
23 日 宿 内 科	24 外 科	25 外 科	26 外 科	27 内 科	28 外 科	29 日 宿 内 科
30 日 宿 内 科	31 外 科					

・第 2 土曜日の午前中は内科の外来診察

・外科の当直日の 17 時 15 分～18 時 30 分及びその翌日（休日の場合を除く）の 7 時 15 分～8 時 30 分は内科または整形外科の医師が当直をします。

清和病院 ☎ 22-0300

日曜日・祝日	月曜日※	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
日 宿 内科または外科または精神科	精 神 科	外 科	外 科	外 科	内科または外科	外科

国保のお知らせ 新しい保険証（国民健康保険被保険者証）をお届けします

国民健康保険の被保険者の方に、令和5年8月1日からお使いいただける新しい保険証（紫色）を、令和5年7月下旬に桃色の封筒にて送付致しますのでご確認ください。

8月以降に医療機関を受診される際は、新しい保険証を提示していただきますようお願い致します。

70歳以上の方

令和5年8月1日より被保険者証と高齢受給者証がひとつになり、病院を受診される場合、被保険者証兼高齢受給者証1枚で受診ができるようになります。



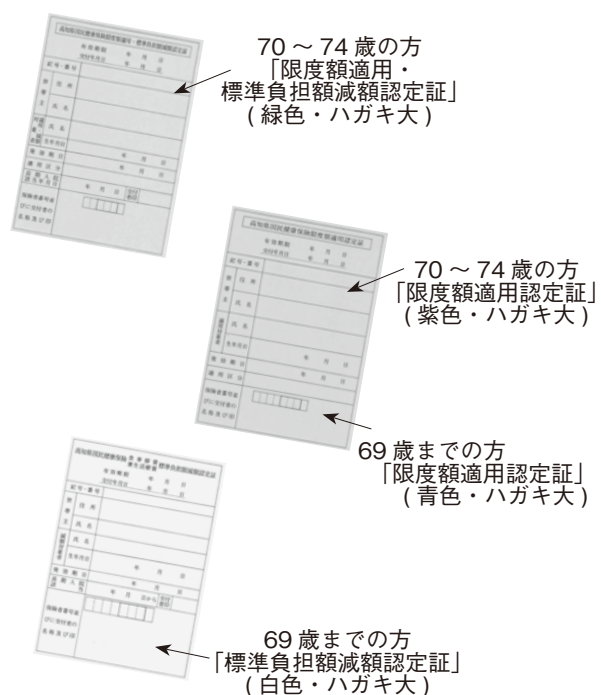
◆手続きが必要です

～ 国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証 ～

国民健康保険の「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」の有効期限は、毎年7月31日です。
自動更新ではありません。下の認定証をお持ちで、8月1日以降も引き続き認定証が必要な方は、8月中の更新手続きをお願いします。※有効期限前(7月31日)前の更新手続きはできません。

〈更新手続きについて〉

- ◇受付開始 8月1日
 - ◇適用開始 8月31日までに更新の手続き
→ 8月1日からの適用
9月1日以降に更新の手続き
→ 申請した月の初日からの適用
 - ◇必要なもの
 - ・保険証・印鑑・本人確認書類(免許証など)
 - ・申請者のマイナンバーの分かるもの
(通知カードまたは個人番号カード)
 - ・過去1年以内に90日以上入院があれば、
確認できる領収書または入院証明書など
- ※滞納のある方は証をお出しできませんので、お納め忘れのないようお願いいたします。



☎ 町民課 保険年金係 電話 22-7706



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、下記の要件を満たす方に子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

1. 支給対象者

- ①令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)
支給対象者
- ②対象児童(令和5年3月31日時点で18歳未満の子(障がいをお持ちのお子様については20歳未満)の養育者であって、令和5年度住民税均等割が非課税の方、または、物価高騰等の影響で令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方(家計急変者)

※令和5年3月1日から令和6年2月29日までに生まれた児童も対象となります。

※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた方は対象外となります。

2. 支給額

対象児童1人当たり一律5万円

詳しくは佐川町ホームページをご覧ください。



☎ 健康福祉課 子育て支援係 電話 0889-22-7705

♪子育て情報のご紹介♪

子育て情報サイト「さくらさいたねっと」

●佐川町の乳幼児健診や予防接種等サービス、栄養士さんのレシピなど子育て情報が満載！お気軽にご利用ください。



子育て支援センター「なかよしひろば」

子育て支援センター「なかよしひろば」の情報はこちらのQRコードからどうぞ。たくさんの参加をお待ちしています。



「さくらさいたねっと」の子育て支援センターのページにアクセスできます。

☎ 健康福祉課 子どもサポート係
電話 (0889) 22-7705

☎ 健康福祉課 子育て支援センター
電話 080-2997-6959